八戸地域広域市町村圏事務組合は、(八戸市、階上町及び南部町福地地区に限る。)の行政区 区域内において、新しい一般廃棄物処理施設の建設候補地を選定するにあたり、地権者、町内 会、自治会又は行政区からの建設候補地の提案を募集することとし、次のとおり要項を公告す る。

令和6年3月8日

八戸地域広域市町村圏事務組合 管理者 熊 谷 雄 一

記

1. はじめに

八戸地域広域市町村圏事務組合(以下、「本組合」という。)は、八戸市、階上町及び南部町(福地地区)から排出される一般廃棄物の共同処理を行っています。この中で、燃やせるごみの処理は、平成8年度竣工の八戸清掃工場第一工場、昭和54年度竣工の八戸清掃工場第二工場で処理を行っていますが、それぞれ供用開始から27年、44年が経過しており、廃棄物処理施設の平均的な耐用年数が約30年と言われていることから、両工場ともに更新を検討すべき時期に入っています。

そこで、本組合では、持続可能で安定的な廃棄物の処理に向け、令和4年7月に「一般廃棄物処理施設整備方針検討委員会(以下、「検討委員会」という)」を設置し、八戸地域における安定したごみ処理システムの在り方をとりまとめた「一般廃棄物処理施設整備基本構想」を令和5年2月に策定しました。

現在、新たな施設整備に向けて建設候補地の選定に着手したところではありますが、建設候補地に適していると思われる土地の情報を皆様から広く求め、本組合が選定した建設候補地に加えて比較検討を行うことで、より良い選定が可能となることから、本公募を行うこととしました。

最終候補地は、検討委員会において公平かつ厳正な選定評価を行い、その結果をもとに本組 合が決定します。

2. 施設の整備方針

各構成市町で策定しているごみ処理基本計画と整合を図りつつ、廃棄物の持続的かつ適正な処理、循環型社会の形成及びSDGs (持続可能な開発目標)の推進を図るため、今後の施設整備に係る基本方針を次のとおり掲げています。

なお、施設規模については、今後策定予定の一般廃棄物処理施設整備基本計画において見直 す場合があります。

【整備に係る基本方針】

基本方針1 : 安全・安心に配慮した施設

基本方針2 : 災害に強く、強靭で安定的に処理できる施設

基本方針3 : 経済性・効率性に優れた施設

基本方針4 : 環境に配慮した施設 基本方針5 : 地域に開かれた施設

【施設概要】

○ごみ焼却施設

処理能力 : 254 t / 日 / 24 h (想定)

処理対象物 : 燃やせるごみ、粗大ごみ等

土地取得時期 : 令和7年度~令和8年度(想定)

工事期間 : 令和14年度~令和18年度(5年間)(想定)

稼働開始 : 令和19年度(想定)

3. 応募の要領

【応募資格者】

応募する建設候補地(以下「建設応募地」という。)が、八戸市、階上町、南部町(福地地区)の行政区域内にあり、かつ、次のいずれかの区分に該当する方

- ① 土地所有者(個人、法人のいずれも可)
 - (建設応募地が複数人の土地所有者による場合は、属する全ての土地所有者による共同応募 とし、代表者を定めること。)
- ② 建設応募地が属する町内会・自治会・行政区(以下「町内会等」という。)の長 (建設応募地が複数の町内会等にまたがる場合は、建設応募地が該当するすべての町内会等 の長による共同応募とし、代表者を定めること。)
- ※応募対象となる町内会等とは、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成され、住民相互の連絡、集会施設の維持管理など地域的な共同活動を行っている団体で令和6年3月1日現在に存在する町内会等を指します。

【応募条件】

八戸市、階上町、南部町(福地地区)の行政区域内の土地で、以下のいずれの条件にも適合 していること。

- ① 概ね 6.3ha (ヘクタール) 以上の一団の用地が確保できること。
- ② 土地所有者・町内会等の長のいずれの応募においても、建設応募地が属する町内会等の合意形成がなされていること(応募地が複数の町内会等にまたがる場合は、属する全ての町内会等の合意形成が必要)。
- ③ 建設応募地の土地所有者の同意が得られていること。
- ④ 建設応募地は買取りとする。なお、土地の買取価格は不動産鑑定評価額等を参考に算出する。
- ⑤ 建設応募地に建設する施設の稼動期限は設けず、継続的な施設の運営・更新ができること。
- ⑥ 暴力団員による不法な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力 団若しくは暴力団員又は暴力団員の統制下にある団体が所有する土地でないこと及び建 設候補地の応募を開始した時点以降に暴力団員等から所有権が移転した土地でないこと。
- ※上記の応募条件に適合していても、建設応募地に関する地理的条件や形状、法令等による土地 利用規制及び周辺の整備状況により候補地とすることが困難な場合があります。
- ※必要な用地面積は、建設応募地の地形や立地条件、周辺状況により増減する場合があります。 ※建設応募地の一部が公有地(国、県、市等が所有する土地)である場合は、建築物等の有無に 関わらず事前にお問い合わせください。

【応募書類】

- (1) 必要書類
 - ① 応募申請書【様式1-1又は様式1-2】
 - ② 応募地位置図 (縮尺1:5,000 程度で建設応募地の全体が分かるもの)
 - ③ 登記事項証明書及び公図(地籍測量図)の写し(建設応募地及び隣接土地の地番が分かる もの)
 - ④ 応募地土地所有者意向状況一覧表【様式2】
 - ⑤ 隣接土地所有者等一覧表(境界確認用)【様式3】
 - ⑥ 合意形成がなされた時の町内会等の総会、役員会等の資料及び議事録
 - ⑦ 町内会等の会則・規則(町内会等の長による応募のみ)
 - ⑧ 応募内容に関する誓約書【様式4-1又は様式4-2】
- (2) 提出部数

上記の応募書類の原本1部及び写し(コピー)1部 合計2部

【募集期間】

令和6年3月8日(金)~令和6年9月6日(金)

※土・日・祝日 等(年末年始を含む)を除く

※平日 08:45~17:00まで

【応募書類の提出先・提出方法】

(1) 提出先

八戸地域広域市町村圏事務組合 八戸清掃工場第一工場 青森県八戸市大字櫛引字取揚石1-1 TEL: 0178-38-1825

(2) 提出方法

応募者本人又はその代理人が提出先へ郵送又は持参してください。

- (3) 留意事項
 - ① 提出された応募申請書等に虚偽の記載があることが判明した場合は、当該応募を無効とします。
 - ② 応募書類は、本要項に定める目的以外に使用しません。また、提出された応募書類の返却は原則しません。
 - ③ 応募を取り下げる場合は、応募取り下げ書【様式 5-1 又は様式 5-2】に必要事項を記入の上、令和 6 年 12 月 27 日(金)までに提出してください。
 - ④ 応募に係る経費は全て応募者負担とします。

4. 選定方法

候補地選定作業は、検討委員会において実施します。

建設応募地は、応募の段階で応募者の資格、応募条件及び建設候補地の資格判定基準項目の 適合性を確認した後、検討委員会で抽出する他の候補地と同列の候補地として取扱います。

その後、所定の評価項目・評価基準に基づき透明性を確保しつつ、公平かつ厳正な選定評価 を行い、最終候補地を選定します。

5. 候補地の決定

検討委員会からの選定評価結果報告書を基に、本組合が候補地を決定します。

なお、応募地が候補地と決定された場合は、応募者へ速やかに決定通知を送付し、選外となった場合も、同じく通知します。

6. 候補地決定後の提出書類

候補地決定通知を受けた後、速やかに次の書類を提出していただきます。提出方法等については、決定通知の後に個別に連絡します。

- ① 候補地にかかる土地所有者の同意書
- ② 候補地にかかる権利関係者の同意書
- ③ 納税証明書請求承諾書(土地所有者の地方税「市町村民税等」)

上記の提出類の原本1部及び写し(コピー)1部 合計2部

7. 説明会の開催

公募説明会を次のとおり開催するので、参加希望者は、各開催日の前日までに八戸清掃工場 (電話 0178-38-1825、メール hachisei@city. hachinohe. aomori. jp) にご連絡ください。なお、 説明会に参加しない場合であっても、応募はできます。

【開催日時・開催場所】

令和6年3月10日(日) 八戸清掃工場第一工場会議室 14:00~、18:00~ 令和6年3月11日(月) 八戸市庁舎別館2階会議室B・C 14:00~、18:00~ 令和6年3月21日(木) 南部町総合保健福祉センターゆとりあ 14:00~、18:00~ 令和6年3月22日(金) ハートフルプラザ・はしかみ中会議室 14:00~、18:00~

8. 施設見学会の開催

土地所有者、町内会等の希望者が、現焼却施設の見学を希望される場合は、随時受け付けますので、八戸清掃工場までご連絡ください。

9. 資料の掲載

公募に関する資料及び必要書類の様式は、八戸清掃工場で配布するほか、本組合のホームページに掲載します。また、本組合、八戸市役所、階上町役場及び南部町役場において掲示します。

ホームページ:

https://www.city.hachinohe.aomori.jp/section/koiki/index.html

10. その他

- ・候補地として比較評価するに当たり、現地に立入確認や調査を行う場合があります。
- ・本組合が、建設応募地の面積より小さい必要面積を取得する場合があります。
- ・応募書類について、本要項を満足していないと判断された場合は、応募を無効とさせていた だく場合があります。
- ・提出された応募書類の内容について、応募代表者に問い合わせさせていただく場合があります。
- ・本要項に定めのない事項が生じたときは、管理者が別に定めることします。